

介護サービス施設の開設をご検討の皆様へ

大牟田市企業局 上水道課

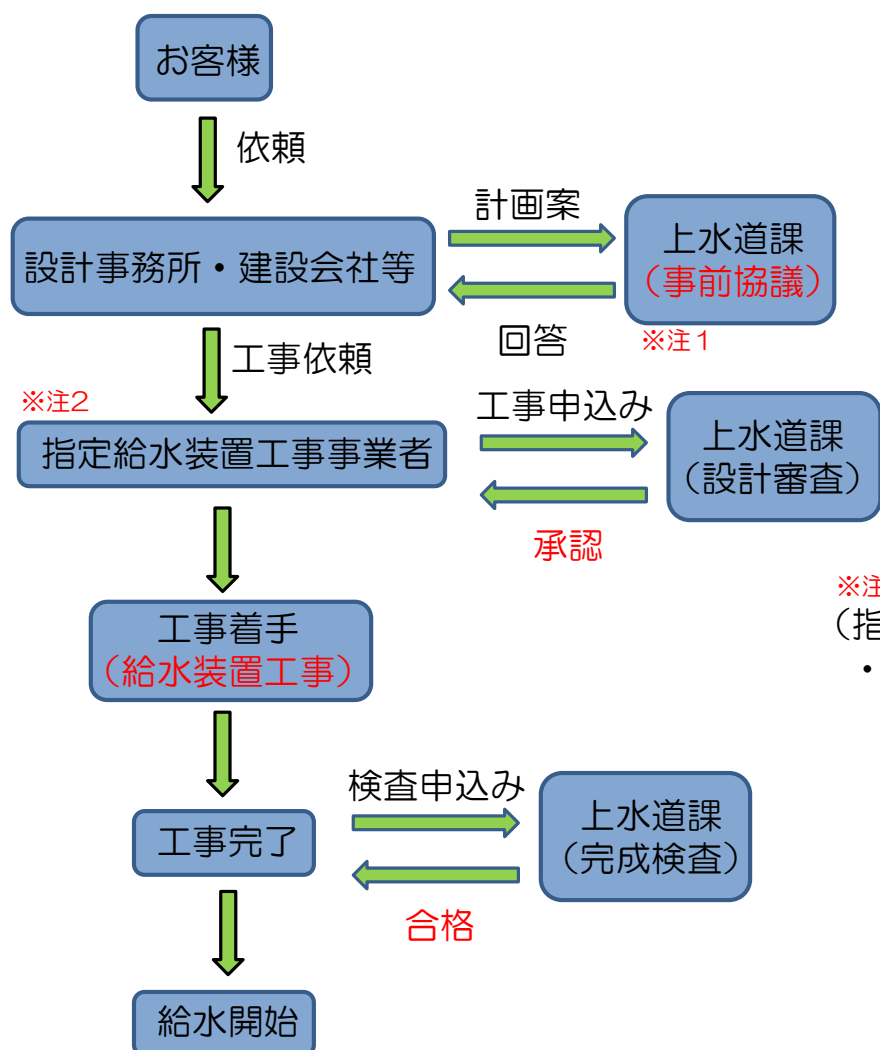
介護サービス施設（老人ホーム・デイケア施設等）の開設計画を行う場合、設計事務所又は建設会社等が上水道（給水装置）の設備について事前協議が必要です。事前協議を行わず、設計、見積りをされると現行の基準に合致しない場合がありますので、必ず『上水道課と事前協議を行うよう』設計事務所又は建設会社等にお伝え下さい。

給水装置とは...

配水管（企業局が埋設した水道管）から分岐して宅地内に引き込まれた給水管とそれに直結する給水用具（蛇口、給湯器）を給水装置といいます。

給水装置工事の手続きについて

給水装置を計画されている方は企業局上水道課に給水装置工事の申込みを行い、予め工事施工の承認を受ける必要があります。



※注1

(事前協議について)

- ・事前協議には建物平面図、使用用途、人数、水理計算書等の資料の用意をお願いします。

※注2

(指定給水装置工事事業者とは...)

- ・大牟田市企業局から給水装置工事を適正に施工することができると認められ、指定を受けた工事店（設備業者）

(お問い合わせ先)

大牟田市企業局上水道課 施設管理担当
TEL 0944-41-2843(直通)